

資料編

1. 四街道市基本構想条例（平成24年9月28日条例第30号）

（目的）

第1条 この条例は、市のまちづくりの方向性を示す基本的な構想（以下「基本構想」という。）の位置付け、策定等について定めることにより、総合的かつ計画的な市政の推進を図るとともに、継続的な行政運営の確保に資することを目的とする。

（基本構想の位置付け）

第2条 基本構想は、市政の最上位の方針とする。

（基本構想の策定）

第3条 市は、基本構想を策定するものとする。

（総合計画審議会への諮問）

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、四街道市総合計画審議会条例（昭和55年条例第38号）第1条に規定する四街道市総合計画審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第5条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

（公表）

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（基本構想との整合）

第7条 市の個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、基本構想との整合を図るものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、基本構想の策定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 四街道市総合計画基本構想

(1) まちづくりの基本理念

本市は、市民が主人公という考えのもと、「市民参加条例」や「みんなで地域づくり指針」を定め、市民が主体的に市政に参加・協働する仕組みを整え、真に市民による市民のための地域社会を実現する市民自治のまちづくりを推進してきました。

今後もこれまで築いてきた市政の流れを継承し、よりよい地域社会を実現するため、市民を始めとしたさまざまな主体が連携・協働しながら自主的にまちづくりにかかわっていく「みんなが主役のまちづくり」を基本理念として掲げます。

(2) まちづくりの視点

豊かな自然に囲まれた首都圏の住宅都市として発展してきた本市は、市制施行後30年が過ぎ、今後もますますの発展が期待されています。しかし、少子高齢化の急速な進行などにより、地域の活力の低下が懸念されています。

一方で、東日本大震災を契機に、人々の安全・安心への意識が高まっており、人と人とのきずな、地域コミュニティの重要性が改めて見直されています。

このような社会状況のなか、本市における地域資源である「人」「自然」「歴史」を活かし、未来を担う子どもたちに、安全で活力あるふるさと四街道を引き継ぐためには、これらの資源を有機的につないでいくことにより、相乗効果を高め、魅力あるまちづくりを進める必要があります。

人と人をつなぐ、地域と地域をつなぐ、世代と世代をつなぐ、そして過去から現在、未来へとつなぐ。本市は、これら「つなぐ」視点を大切にして、持続可能なまちづくりを推進していきます。



(3) 将来都市像

将来都市像は、将来に向かって、本市がめざすべきまちの姿を表すものです。

本市は、基本理念と視点を踏まえ、これまで歩んできた歴史や地域の資源を活かしながら、次代を担う子どもたちを育て、だれもが安心して快適に生活できるまちをみんなの手で創るため、将来都市像を次のように設定します。



「人」はひとづくり、そして本市の活力ある市民活動を表します。市民生活にうるおいを与える豊かな「みどり」と都市的利便性を合わせ持つ災害に強い安全な都市の中で、市民が主体的にまちづくりに取り組み、また、家庭や地域で豊かに子育てができる環境を創ることで、子どもから高齢者まで、だれもが安心して快適に住み続けられるまちができるものと考えます。それは、市外の人にとって、住んでみたいまち、市民にとって、ずっと住んでいたいまちとして、選ばれるまちとなります。

本市の地域資源である、人、自然、歴史を大切にしながら、文化を育み、都市機能と市民活動、そして子育て環境を充実していくことで、だれもが安心して快適に暮らせる都市として、選ばれる四街道をめざします。

(4) 基本目標

●基本目標1 だれもが健康でいきいき暮らせるまち

少子高齢化が進むなか、安心して子どもを産み育てることができ、生涯を通じて心身ともに健康で明るい生活を送ることができるまちづくりが求められています。

子育てしやすいまちは、子どもだけでなく、高齢者や障害のある人にとっても住みやすいまちです。

大人も子どもも、障害のある人もない人も、すべての人が、生きがいをもって元気に生活できる、「だれもが健康でいきいき暮らせるまち」をめざします。

●基本目標2 安全・安心を実現するまち

「住みたいまち」「いつまでも住みたいまち」にするためには、利便性の向上だけでなく、市民生活の「安全・安心」の確保が不可欠です。

災害や犯罪などの不安が少ない安全な環境で、だれもが安心して日常生活を送れる、「安全・安心を実現するまち」をめざします。

●基本目標3 豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち

本市が今後も持続的に発展していくためには、将来を担う「四街道っ子」の育成とあらゆる世代がいきいきと心豊かに暮らし続けていける環境づくりが求められます。

家庭・地域・学校が連携しながら、子どもたちが安心して確かな学力を身につけ、そして、だれもが気軽に学習活動、文化活動、スポーツ活動に親しめる、「豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち」をめざします。

●基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

生活にうるおいとやすらぎを与える豊かな緑は、本市の大きな魅力です。都市機能と調和したこの豊かな緑を守り、良好な住環境を維持・向上していくことで、本市の魅力をさらに輝かせていくことが求められています。

快適な生活を保障する生活基盤のもとで、地球環境も視野に入れた大きな視点と、暮らしやすい環境の醸成という地域としての視点の両面から、環境に配慮し、自然を身近に感じながら暮らし続けていける、「みどりと都市が調和したうるおいのあるまち」をめざします。

●基本目標5 にぎわいと活力にあふれるまち

都市としての魅力を高め、まちの活力をさらに高めていくためには、バランスの取れた人口構成を基盤とした、にぎわいの創出が求められています。

計画的に形成された優良な市街地のもと、円滑で快適な移動環境がもたらす活発な地域間交流や、経済活動により地域が活性化する、「にぎわいと活力にあふれるまち」をめざします。

●基本目標6 とともに創る将来に向けて持続可能なまち

市民によるまちづくり活動がさまざまな分野に広がり、定着するなか、これまでに培われてきた市民の力をつなぎ、市民、地域、事業所、そして行政が一体となって、だれもが住みやすいまち、住みたいまちをみんなで創っていくことが求められています。

まちづくりや地域活動などに、市民がみんなで参加し、協働し、貢献しながら、本市の魅力を最大限に活かして、ひともまちも成長していく、「ともに創る将来に向けて持続可能なまち」をめざします。

(5) 将来フレーム

① 総人口

本市は、昭和40年代から50年代にかけて、大規模な宅地開発などにより首都圏の住宅都市として急激な成長を遂げました。その後も安定して人口増加を維持しながら平成26年1月1日現在、人口89,116人（常住人口）となっています。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した将来推計人口によると、本市の人口は平成27年をピークに減少に転じ、平成37年には84,087人になると推計されています。このため、今後は子育て支援や若年層の定住促進策を一層推進し、市内の良質な住宅地へ人口流入を図ることで、引き続き人口増加基調を維持していくことをめざします。

世帯については、少子化、核家族化、そして単身世帯の増加により、1世帯あたりの人員は大きく減少する傾向にありましたが、今後はファミリー層の転入を促進することで、ゆるやかな減少傾向で推移していくものと想定します。

●将来の総人口

区 分	平成25年度	平成30年度	平成35年度
人 口	89,116 人	92,000 人	93,000 人
世帯数	34,592 世帯	36,500 世帯	37,400 世帯
一世帯あたり人員	2.58 人	2.52 人	2.49 人

(平成25年度は平成26年1月1日現在)

② 年齢構成

本市においても人口構成の大きな割合を占める団塊の世代が高齢化を迎えたことにより、高齢化率は急激に上昇し、今後も高齢者の増加傾向は続くものと予想されます。また、出生率の長期的低迷により、少子化が一層進行しています。

今後は、若年層の定住促進や子育て支援、まちの魅力を発信するシティセールスなどの施策を充実させることにより、ファミリー層の転入を促進し、バランスのとれた人口構成の確保を図っていきます。

●将来の年齢別人口構成

区 分	平成25年度		平成30年度		平成35年度	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
0～14歳	12,022 人	13.5%	11,960 人	13.0%	11,360 人	12.2%
15～64歳	54,227 人	60.8%	53,360 人	58.0%	54,120 人	58.2%
65歳以上	22,867 人	25.7%	26,680 人	29.0%	27,520 人	29.6%
合 計	89,116 人	100.0%	92,000 人	100.0%	93,000 人	100.0%

(平成25年度は平成26年1月1日現在)

③ 産業別就業人口

高度経済成長期に首都圏の住宅都市として発展してきた経緯から、本市の就業人口（本市に居住する就業者の数）は高齢化の進行に伴い平成30年度までは減少していくものと見込まれます。しかしその後は新たな宅地開発への人口流入等により増加していくものと見込まれます。

第1次産業は、就業者、就業者比率ともに減少していくものと見込まれます。

第2次産業についても、これまでの傾向を引き継ぎ、今後も減少していくものと見込まれます。

第3次産業については、本市の就業人口に占める割合が最も大きい人口層であり、今後も少しずつではありますが増加していくものと見込まれます。

●将来の就業人口構成

区 分	平成22年度		平成30年度		平成35年度	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
第1次産業	515人	1.4%	380人	1.1%	330人	0.9%
第2次産業	7,330人	19.7%	5,980人	16.5%	5,470人	14.9%
第3次産業	29,413人	78.9%	29,840人	82.4%	31,000人	84.2%
合 計	37,258人	100.0%	36,200人	100.0%	36,800人	100.0%

（平成22年度は国勢調査 平成22年10月1日現在）

本市の従業人口（市内で働く市外居住者を含む就業者の数）については、増加傾向で推移していきませんが、その後はほぼ横ばいで推移していくものと見込まれます。

なお、第1次産業および第2次産業については、従事する人口は今後も減少していくものと見込まれます。

また、従業人口に占める割合が最も大きい第3次産業については、今後も少しずつではありますが増加していくものと見込まれます。

●将来の従業人口構成

区 分	平成22年度		平成30年度		平成35年度	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
第1次産業	503人	2.4%	360人	1.7%	320人	1.5%
第2次産業	3,743人	17.9%	3,190人	15.2%	2,850人	13.6%
第3次産業	16,631人	79.7%	17,470人	83.1%	17,840人	84.9%
合 計	20,877人	100.0%	21,020人	100.0%	21,010人	100.0%

（平成22年度は国勢調査 平成22年10月1日現在）

(6) 土地利用構想

土地は、すべての市民の生活や社会経済活動の重要な基盤であるとともに、将来に向けたさらなる発展のための資源です。

将来都市像の実現に向けて、この資源を有効に活用するため、長期的な視点も踏まえながら、次のとおり、計画的な土地利用を進めます。

●都市の方向性

① にぎわいと活力ある都市

本市は、高度経済成長期における首都圏の外延的拡大の影響を受け、自然発生的に拡大を続けてきた既成市街地と大規模開発による新市街地の人口増加とともに発展してきましたが、近年、人口増加が鈍化するとともに、少子・高齢化に伴う人口構成の不均衡が課題となっています。

このため、本市の持続的発展に向け、市街化区域内における低・未利用地の利用促進や景観等に配慮した地域的な土地の高度利用等を図るとともに、日常生活に必要な商業業務機能等の誘導により、にぎわいのある都市をめざします。なお、市街化調整区域においては、新たな市街地形成は原則として抑制していくこととしますが、利便性の高い地域において、新たな都市機能の整備や地域整備の要請が高まり、都市的土地利用を図る必要性が生じた場合は、地域の特性に応じた土地利用を誘導します。

また、島状に分布する市街地間の連携と都市機能向上の観点から、幹線道路の整備や公共交通によるネットワークの強化に努め、地域間交流を促進することにより、活力ある都市をめざします。

② 安全・安心な快適都市

近年、大規模地震の発生や頻発する集中豪雨など、都市の災害リスクの高まりが懸念されています。

このため、防災の視点や災害からの被害を最小限に抑える減災の視点から都市防災機能の強化に努めることにより、市民の生命と財産を守り、だれもが安心して暮らせる安全なまちをめざします。

また、良好な居住環境の維持・向上に努めるとともに、景観に優れた街並みの形成やユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進め、都市機能を質的に向上することにより、すべての市民や本市を訪れるだれもが快適に過ごすことのできる都市をめざします。

③ 緑と調和するやすらぎの都市

市街地を取り巻く樹林地や農地等の緑は、市民の心にうるおいやすらぎを与えるとともに、生産活動基盤として重要な役割を担っています。また、市街地内にある公園・緑地等は、都市防災上の機能を備える重要な空間となるとともに、それぞれが日常的なレクリエーションの場や良好な都市景観を提供しています。

このため、これらの良好な緑等については、生活者の利便性向上に配慮しながら、適切な保全や活用を図り、都市環境の維持・向上に努めることにより、緑豊かな心やすらぐ都市をめざします。

●都市構造

① 都市核等

商業業務機能をはじめとした都市に求められる諸機能を有し、都市の発展の核となる地域を「都市核」として、また、都市核を補完する地域を「地域核」として位置づけます。

都市核では、本市の発展に向けた諸機能の誘導を図ることにより、にぎわいあるまちづくりを進めます。

地域核は、周辺地区を含む地域の核として、交通網を含めた当該地域の地理的要件を踏まえながら、的確な機能の誘導を図ることにより、本市の活性化に寄与するものとします。

また、広域的な幹線道路である国道51号の沿道地域については、「沿道土地利用ゾーン」として位置づけ、道路整備の状況を勘案しながら、その交通利便性の高さを活かすことのできる流通機能などの導入を促すものとします。

(四街道駅周辺都市核)

四街道駅周辺地域は、本市の中心的な拠点として、さまざまな行政サービス機能、商業業務機能のほか、子育て支援をはじめとした福祉、医療、生涯学習、文化・教育など、広く市内全域を対象としたサービスの提供が可能な諸機能を有しています。

本地域は、今後も本市の発展を主導する重要な地域であることから、「都市核」と位置づけ、土地の高度利用や有効活用を促進することにより、商業、サービス等の多様な機能の強化・集積を図り、各機能の向上による相乗的な効果を創出することにより、さらなる発展をめざします。

また、四街道駅北口広場と南口広場を一体としてとらえ、効率的な機能分担の下、市民サービスの向上に向けた効果的な活用が図れるよう、市内公共交通の拠点としての整備を進めます。

(物井駅周辺地域核)

物井駅周辺地域は、土地区画整理事業により、居住環境が向上するとともに、商業業務機能の強化が図られています。

本地域は、周辺市街地の活性化にも寄与するものとして、本市の都市核を補完する「地域核」と位置づけ、商業業務機能の一層の強化やその他都市機能の充実を図るため、それら機能の配置・誘導を進めるとともに、地域の実情に応じて、効果的な土地利用を促進します。

また、南北方向の交通網の整備に合わせ、本地域と成台中地区周辺地域との連携を進めることにより、相乗的な機能向上を図ります。

(成台中地域核)

成台中地域は、土地区画整理事業が進められ、居住機能や商業業務機能等の導入が計画されるとともに、広域的な幹線道路である国道51号と市の南北を結節する主要な都市計画道路が接続する交通上良好な立地条件を有しています。

本地域は、その発展可能性を踏まえ、波及効果による広域的な活性化にも寄与するものとして、本市の都市核を補完する「地域核」と位置づけ、土地区画整理事業を促進することに

より、商業業務等の都市的機能を備えた新しい市街地形成を図ります。また、物井駅周辺地域や国道51号沿道地域との連携を進めることにより、相乗的な機能向上を図ります。

② 交通体系…………… (道路網)

市内の各市街地間や各市街地と都市核等との結節性を高め、点在する各市街地の活性化を図ること、また、通過交通の分散による渋滞解消や、千葉県の緊急輸送道路との効果的な連携・整合を図り、災害時の交通アクセスを強化することを重要な視点として、都市計画道路の効果的な整備を進めます。

また、本市と他都市への広域的な交流を促すため、周辺幹線道路網とのネットワークの強化を図ります。

(鉄道)

市内を横断するJR線は、本市と他都市を結ぶ中心的な公共交通機関であるとともに、本市の都市核と地域核を結んでいます。

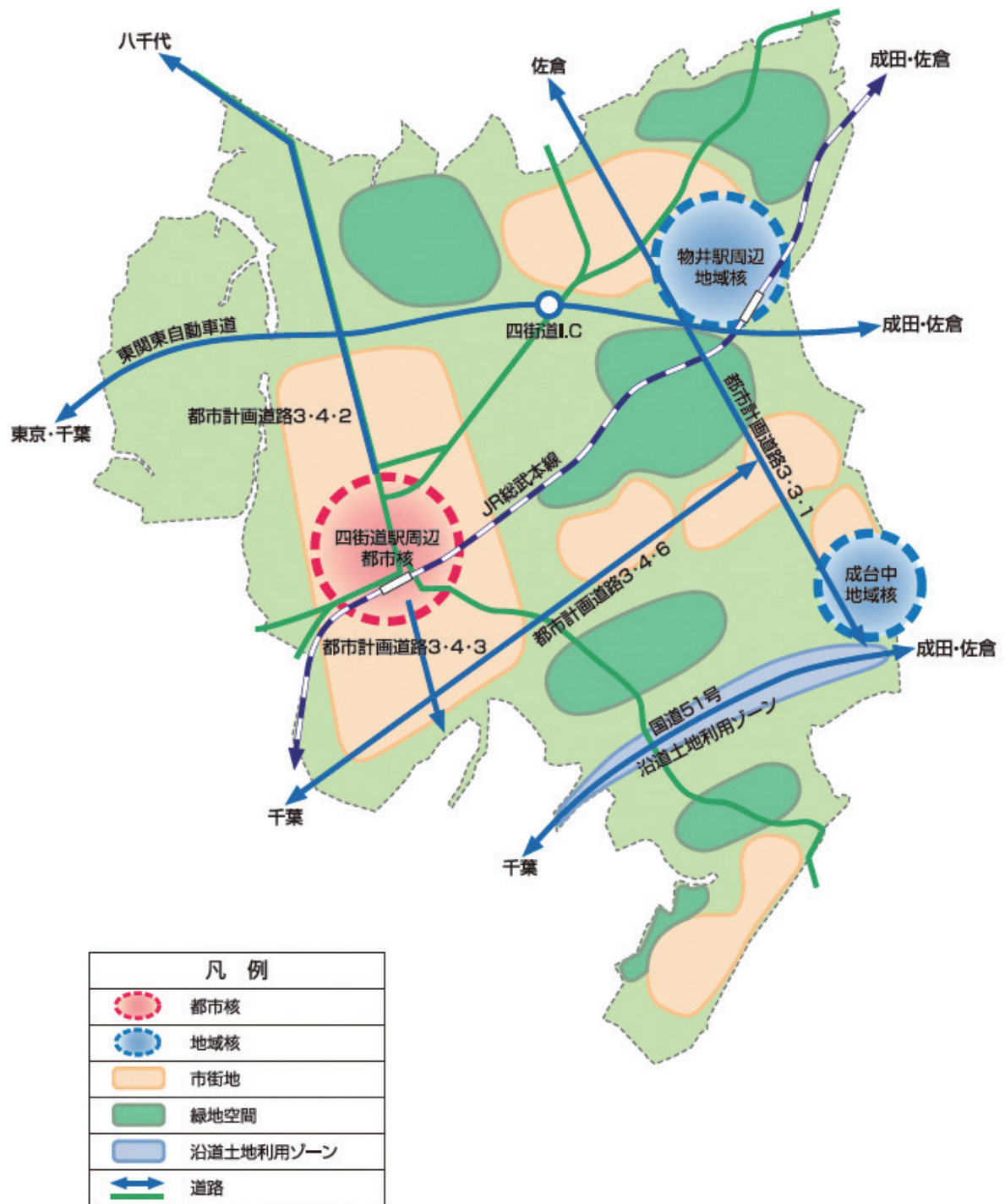
また、四街道駅・物井駅の各駅は、市内バス交通の結節点であり、市民生活にとって重要な交通機能を有していることから、利便性の向上に向け、一層の充実を図ります。

③ 緑地空間……………

これまで育まれてきた本市の財産と言える豊かな緑は、農業生産基盤として、また、良好な都市景観や都市防災機能の維持に寄与するものとして、都市の重要な要素となるものです。

今後も良好でまとまりのある既存の樹林地・農地等の緑の保全や、自然環境を活かした新たな緑の拠点整備を図るとともに、これらの緑と市街地の緑地空間等を有機的に結ぶ緑のネットワークの一層の充実により、都市の緑地空間の効果的な形成を図ります。

土地利用イメージ図



(7) 施策の大綱

●基本目標1 だれもが健康でいきいき暮らせるまち

取り組むべき施策分野

【子ども家庭支援、高齢者支援、障害者支援、地域福祉、健康づくり、社会保障】

子どもを安心して生み育てられるよう、行政、家庭、地域などさまざまな主体が連携・協力する体制を充実するとともに、多種多様できめ細かな子育て支援体制を構築することで、子どもが健やかに成長できる環境を整えます。

また、全ての市民が、健康で安心した生活が送れるよう、保健・医療体制のさらなる充実、地域医療体制の連携等を図りながら、健康寿命を延ばす取り組みも合わせて進めます。

さらに、社会福祉に対するさまざまなニーズに対応するため、高齢者、障害者、日常生活への支援が必要な者等が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、行政、福祉団体、地域などの役割を分担しながら、支えあえるしくみづくりを進めます。

●基本目標2 安全・安心を実現するまち

取り組むべき施策分野

【防災・減災、消防・救急、防犯・交通安全・消費者保護】

自然災害から市民の生命と財産を守るため、生活基盤や建築物の耐震化等をはじめとして都市防災機能の強化を図るとともに、災害時の被害を最小限とするため、市民自らが行動できるよう災害時の正しい知識や防災意識を高める取り組みを進めることで、「自助・共助・公助」が一体となった防災力の向上を図ります。

また、消防力や救急・救命体制の強化、火災予防と消防団の充実を図ることで、市民が安心して生活のできる消防・救急力の向上に努めます。

さらに、犯罪や事故のないまちの実現に向け、市民、地域、警察などの関係機関と連携しながら交通安全対策や犯罪対策の効果的な推進に努め、身近な安全を強化します。

●基本目標3 豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち

取り組むべき施策分野

【子ども教育、生涯学習、文化・スポーツ】

次代を担う子ども達の豊かな心や学び続ける意欲を伸ばし、健康でたくましい子どもを育むため、学習環境や教育環境の整備を進めます。

また、すべての市民が生涯にわたって、生きがいを持ち、豊かな心で生活を送るためには、自ら学び、楽しむことが必要です。そのため、多種多様な市民のニーズに応じることができ環境として、学びたいときに学び、成果を活かす場をつくる取り組みを進めます。

さらに、本市の歴史を学び、広める活動の推進と文化活動の参加機会の拡充に努め、これらの活動を通じた交流を促進するとともに、だれもが気軽に参加し、親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進し、健康づくりだけでなく、市内外の人との交流や仲間づくりの機会を提供することで、まちの活性化につなげます。

●基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

取り組むべき施策分野

【環境保全、循環型社会、住環境、生活基盤】

環境に対する意識が高まるなか、より一層の環境保全に対する取り組みを進めるためには、行政だけでなく、事業者、市民などさまざまな主体との連携と協力が必要です。そのため、環境に対する正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、人々にやすらぎとうるおいを与える緑を保全するため、優良な自然地の保全や、都市の中に調和する新たな緑を創出するなど、緑のネットワークを形成し、本市の魅力の一つである緑を活かしたまちづくりを推進します。

また、緑をはじめとする限りある資源を、次の世代に継承していくため、省資源・省エネルギーの推進や、リデュース・リユース・リサイクルの考えを基本とした循環型社会の実現に取り組めます。

さらに、本市に住むこと、住み続けることへの魅力を高めるため、快適で質の高い環境づくりを推進するとともに、生活基盤の安定的な提供と整備に努めます。

●基本目標5 にぎわいと活力にあふれるまち

取り組むべき施策分野

【道路・交通、市街地形成、産業・就業支援】

災害時の輸送路の確保や周辺都市との広域的連絡・連携、産業の活性化などの道路がまちづくりにもたらす効果を十分に踏まえながら、その整備を推進し、及び促進するとともに、道路を市民生活の向上に向け、効果的に活用するための公共交通機関の維持・拡充に努めます。

また、計画的なまちづくりにより良好な居住環境を整えるとともに、市の発展の核、まちの顔となる都市核・地域核の整備を進めます。

さらに、既存の商工業の支援や、新たな商業の集積を推進するとともに、多様な農産物を生産する農業の維持・継続に努めるなど、産業を振興する一方、「男女雇用機会均等法」に基づく女性の雇用機会の確保、高齢者や障害者の雇用機会の拡大など、就業に向けた支援に取り組めます。

●基本目標6 とともに創る将来に向けて持続可能なまち

取り組むべき施策分野

【みんなで地域づくり、シティセールス、行財政運営、共生社会】

本市が今後も持続的に発展していくためには、市民みんなが力を合わせてまちづくりに関わっていく必要があります。そのため、市民と行政がお互いの役割と責任を果たしながら、協力して地域課題を解決していく「みんなで地域づくり」に取り組むとともに、地域においてはお互いに支え合い、協力し合える身近な地域コミュニティ組織として区・自治会などの活動を支援します。

また、このような活発な地域づくり活動、地域コミュニティ活動を基盤として、まちの魅力を高め、その魅力を誘因として、まちの活性化の担い手となる若年層人口の流入を図るため、効果的に情報発信するシティセールスを推進します。

さらに、だれもが健やかに自分らしく社会生活を営めるよう、男女共同参画社会の実現や、国際交流の促進、平和意識の高揚を図りながら、市民の多様な行政需要に応えられるよう、コンパクトで効率的な行政運営や健全で安定した財政運営に努めます。

3. 四街道市総合計画後期基本計画の策定方針

(1) 計画策定の趣旨

四街道市では、平成26年度から平成35年度までの基本構想と前期、後期の各5年を計画期間とする基本計画で構成する「四街道市総合計画」（以下「総合計画」という。）を平成26年3月に策定しました。

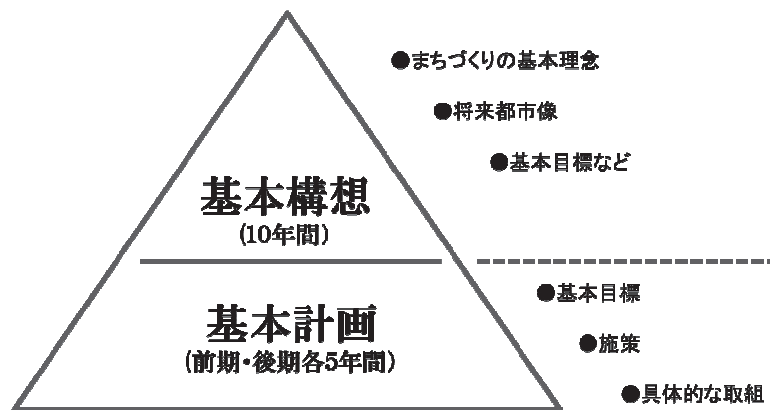
この基本構想では、将来都市像として「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」を掲げ、「四街道市総合計画前期基本計画」（以下「前期基本計画」という。）において、その実現に向けた諸施策の進展を図ってきました。

この前期基本計画は、平成30年度末をもって終了することから、前期基本計画の実施状況や課題等を整理・分析するとともに、その深化・充実を図りながら、将来都市像の実現を目指すための計画として、「四街道市総合計画後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）を策定します。

(2) 計画の構成と期間

総合計画は、時代の潮流や市の現状と課題、市民の声に鑑み、基本理念や将来都市像など、目指すべきまちづくりの方向性を示したものであり、今回はその基本構想の計画期間に該当するため、現在の構成を継続します。

このことから、後期基本計画の計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。



計 画 期 間	平成26年度～平成35年度（後期：平成31年度～平成35年度）
基 本 理 念	「みんなが主役のまちづくり」
将 来 都 市 像	「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」
基 本 目 標	(1) だれもが健康でいきいき暮らせるまち (2) 安全・安心を実現するまち (3) 豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち (4) みどりと都市が調和したうるおいのあるまち (5) にぎわいと活力にあふれるまち (6) とともに創る将来に向けて持続可能なまち

年 度	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)
基本構想 (10年)	基本構想 目標年度:平成35年度(2023年度)									
基本計画 (前期5年) (後期5年)	前期基本計画 平成26年度(2014年度)～平成30年度(2018年度)					後期基本計画 平成31年度(2019年度)～平成35年度(2023年度)				

(3) 計画策定に当たっての考え方

① 社会状況や市民ニーズの把握・分析

前期基本計画での実施状況や解消すべき諸課題、さらに、市を取り巻く社会状況や行政需要の変化及び市民意識調査に基づく市民ニーズを把握・分析し、これらの課題等を認識したうえで、計画の策定を進めます。

② 実効性のある計画

市の財政状況を踏まえつつ、将来都市像の実現に向け、重要度の高い施策や緊急度の高い事業等を選択しながら、財源見通しに基づく効率的で実効性のある計画とします。

③ 充実した市民参加

「四街道市市民参加条例」に基づく市民会議手続や意見提出手続などの市民参加手続を実施しながら、透明性の確保や市民意見・意向の把握、市民の市政への参加を促進するなど、充実した市民参加を実施します。

④ 地方創生への対応

将来的に見込まれる人口減少や人口構成の不均衡への対応を主要な目的のひとつとする総合計画と人口減少の克服・地方創生を目的とする「四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の基本的な考え方が一致していることから、総合戦略との整合性を十分に図ります。また、前期基本計画において、先導的な役割を担う事業として設定した「四街道未来創造プロジェクト」を見直し、その考え方を踏襲しながら、移住・定住などの短期的な施策のほか、自然動態を見据えた長期的な施策として地方創生への対応も位置づけます。

(4) 計画の策定体制

① 市民参加

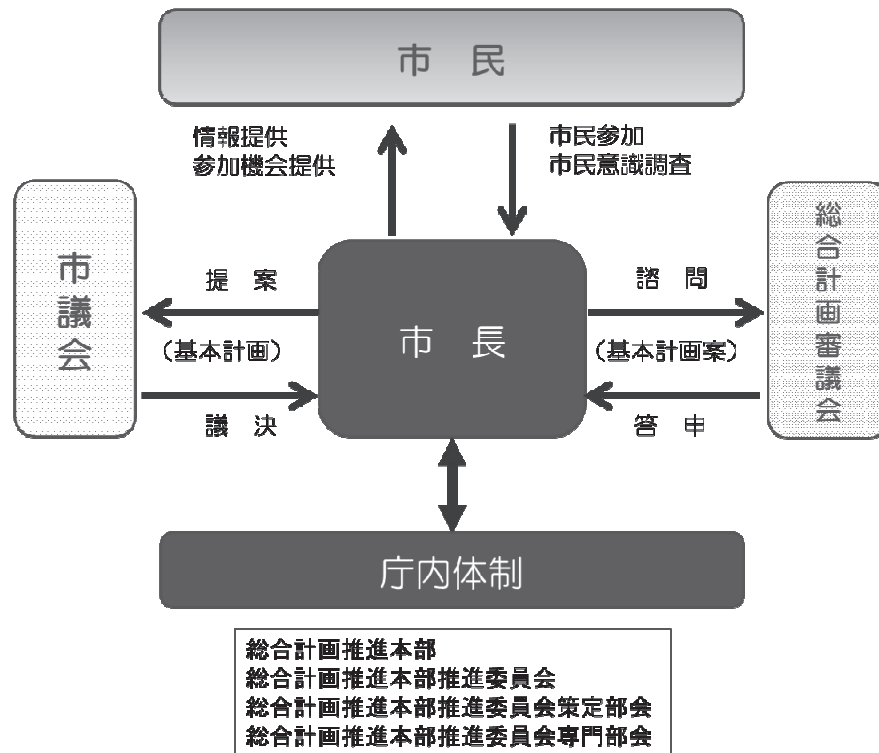
後期基本計画の策定過程においては、「四街道市総合計画審議会」への市民の参画をはじめ、市民意識調査結果の活用や市民意見提出手続（パブリックコメント）等の実施など、幅広く市民等の意見やニーズの把握に努めることとし、これを十分に活かした計画の策定を目指します。

② 四街道市総合計画審議会

後期基本計画案の作成に当たっては、市民や関係団体、外部有識者等で構成する「四街道市総合計画審議会」を設置します。また、本審議会では、市長の諮問に基づき、必要な調査・審議を行うことで、各分野の専門的な知見を集約し、これを後期基本計画案の作成に有効に活用します。

③ 四街道市総合計画推進本部

後期基本計画の策定に当たっては、市長を本部長とする「四街道市総合計画推進本部」において、組織横断的な調整、調査・検討を行い、庁内での最終的な意思決定を行うものとします。なお、前期基本計画において設定した「四街道未来創造プロジェクト」については、後期基本計画のリーディングプロジェクトとして更なる磨き上げを図るため、新たに専門部会を設置して検討します。



庁内体制

【総合計画推進本部構成】 市長、副市長、危機管理監、経営企画部長、総務部長、福祉サービス部長、健康こども部長、環境経済部長、都市部長、上下水道部長、教育長、教育部長、消防長	
【総合計画推進本部推進委員会構成】 副市長、経営企画部長、経営企画部次長、総務部次長、福祉サービス部次長、健康こども部次長、環境経済部次長、都市部次長、教育部次長、消防本部次長	
【総合計画推進本部推進委員会策定部会構成】 各所属から所属長の推薦により選出した者	【総合計画推進本部推進委員会専門部会構成】 専門的な調査が必要と認めるときに設置

(5) 計画の策定スケジュール

後期基本計画は、平成30年度中に策定するものとします。なお、個別の作業スケジュールについては、その実施段階において、適切な進捗管理の下、必要な調整を行うこととします。

4. 四街道市総合計画推進本部要綱

(設置)

第1条 四街道市基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）案の作成並びに総合計画の効果的かつ着実な推進を図るため、四街道市総合計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画の策定方針の作成。
- (2) 総合計画案の作成。
- (3) 総合計画の進行管理及び評価。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、総合計画に関する調査及び審議。

(推進本部の組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長とし、副本部長は副市長とする。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に定める者をもって充てる。

(推進本部の会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(推進委員会)

第5条 推進本部に、推進委員会を置く。

- 2 推進委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、本部長の指示を受けた事項について、調査及び審議を行った上、本部長に対し、当該事項に係る提案、その他必要な報告を行うものとする。

(推進委員会の組織等)

第6条 推進委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副市長とし、副会長は経営企画部長とする。
- 3 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表第2に定める者をもって充てる。
- 6 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(策定部会)

第7条 推進委員会に策定部会を置く。

- 2 策定部会は、第2条第1号及び第2号に掲げる事務のうち、推進委員会の指示を受けた事項について、調査及び審議を行った上、推進委員会に対し、当該事項に係る提案、その他必要な報告を行うものとする。

(策定部会の組織等)

第8条 策定部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は、経営企画部次長とする。
- 3 部会長は、会務を総理し、策定部会を代表する。
- 4 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。
- 5 部会員は、別表第3に定める各所属から、所属長の推薦により選出された者各1名をもって充てる。
- 6 策定部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(専門部会)

第9条 本部長は、総合計画に関する事項について専門的な調査が必要と認めるときは、推進委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、推進委員会の指示を受け、総合計画に関する事項の調査及び審議を行い、推進委員会に報告するものとする。

(専門部会の組織等)

第10条 専門部会の組織及び運営に関する事項は、本部長が別に定める。

(資料の提出要求等)

第11条 本部長、推進委員会の会長、策定部会の部会長及び専門部会を代表する者は、各組織が所掌する事務の執行に当たり、必要があると認めるときは、関係各部署に資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第12条 推進本部の庶務は、経営企画部政策推進課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第5項）

危機管理監・経営企画部長・総務部長・福祉サービス部長・健康こども部長
環境経済部長・都市部長・上下水道部長・教育長・教育部長・消防長

別表第2（第6条第5項）

経営企画部次長・総務部次長・福祉サービス部次長・健康こども部次長
環境経済部次長・都市部次長・教育部次長・消防本部次長

別表第3（第8条第5項）

危機管理監	危機管理室
経営企画部	政策推進課・秘書課・シティセールス推進課 財政課・管財課・契約課・情報推進課
総務部	総務課・自治振興課・行革推進課・人事課・課税課・収税課 窓口サービス課
福祉サービス部	福祉政策課・生活支援課・高齢者支援課・障害者支援課
健康こども部	子育て支援課・保育課・健康増進課・国保年金課
環境経済部	環境政策課・廃棄物対策課・産業振興課・クリーンセンター
都市部	都市計画課・道路管理課・道路建設課・建築課・都市整備課
上下水道部	経營業務課・水道課・下水道課
教育部	教育総務課・学務課・指導課・社会教育課・スポーツ振興課 図書館・青少年育成センター
消防本部・消防署	総務課・予防課・警防課・消防署

5. 四街道市総合計画審議会条例（昭和55年12月23日条例第38号）

（設置）

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四街道市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に依りて、住民福祉の向上と、市勢の健全な発展を図ることを目的として策定する本市の総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

（委員）

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の推薦する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（臨時委員）

第4条 特別な事項を審議するため、審議会に臨時委員3人以内を置くことができる。

2 臨時委員は、審議事項を明示して市長が委嘱又は任命する。

3 臨時委員は、その審議事項が審議されるときに限り会議に出席する。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、その審議事項の審議が終了したときに解任されるものとする。

（会長）

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員（その審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 四街道町開発審議会条例（昭和47年条例第13号）は、廃止する。

附 則（昭和56年条例第8号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第34号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年条例第16号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行により新たに委嘱される委員の任期は、この条例施行の際現に委員となっている者の残任期間と同様とする。

附 則（平成29年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

四街道市総合計画審議会委員名簿（平成29年度～平成31年度）

（敬称略）

	氏 名	役 職 等（当時）
第1号委員	大 下 茂	帝京大学教授
第1号委員	伏 見 親 子	愛国学園大学教授
第1号委員	石 川 久	淑徳大学教授
第1号委員	鈴 木 雅 之	千葉大学准教授
第2号委員	森 竹 津四志	千葉県印旛地域振興事務所長
第2号委員	町 田 英 之	千葉県印旛土木事務所長*1
第2号委員	櫻 井 正 樹	J A千葉みらい農協四街道支店長
第2号委員	成 田 節 子	四街道市商工会
第2号委員	安 室 正 則	（株）京葉銀行四街道支店長*2
第2号委員	志 津 直 紀	連合千葉中央地域協議会議長
第2号委員	平 川 裕	（株）広域高速ネット二九六放送制作部
第3号委員	松 隈 天 三	市民代表（公募）
第3号委員	横 内 恵 子	市民代表（公募）
第3号委員	荻 津 雅 史	市民代表（公募）
第3号委員	松 山 隼 也	市民代表（公募）

（任期 平成29年10月1日～平成31年9月30日）

*1 任期 平成29年10月1日～平成30年7月26日までは山口浩

*2 任期 平成29年10月1日～平成30年7月26日までは伊藤隆行

6. 四街道市総合計画後期基本計画諮問・答申

諮 問

政 第 110 号
平成30年8月20日四街道市総合計画審議会
会長 大下 茂 様

四街道市長 佐渡 斉

四街道市総合計画後期基本計画について（諮問）

四街道市総合計画審議会条例（昭和55年四街道市条例第38号）第2条の規定により、四街道市総合計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

答 申

総計審 第 4 号
平成30年9月4日

四街道市長 佐渡 斉 様

四街道市総合計画審議会
会長 大下 茂

四街道市総合計画後期基本計画について（答申）

平成30年8月20日付け政第110号で諮問のありましたこのことについては、別添のとおり答申します。

四街道市総合計画後期基本計画について（答申）

平成27年に実施された国勢調査において、すでに日本の多くの自治体で人口が減少傾向にあり、我が国全体が人口減少社会に転じたことが明らかにされたところです。このような中、四街道市は、数少ない人口増加傾向を維持する自治体のひとつであり、本審議会に諮問された「後期基本計画（案）」においても目標年度である平成35年度に9万3千人の将来人口を掲げ、人口増加傾向を維持するものとして、市民の将来に対する希望や展望を持つことができる積極的な計画であると評価するものです。

四街道市が人口増加傾向を維持することができた要因のひとつとして、子育て支援や魅力的な住環境の整備を推進してきた平成26年度を初年度とする前期基本計画の取り組みの成果でもあり、とりわけ子育て世代を中心とした若い世代の転入促進・定住促進の観点から設定した「四街道未来創造プロジェクト」の果たす役割が大きかったものと推察します。このような計画を継続、引き継ぐべく、今後5年間の計画を、市長より諮問され、審議を託されたことは極めて重要な意義を有するもので、その責務を深く認識しているところです。

一方で、四街道市は、経常収支比率が上昇、高止まりしており、厳しい財政状況にあることから、今後、多額の費用を要する取り組みについては、必要性や効果、さらには市の将来的な財政運営に与える影響等を十分に勘案したうえで実施を判断する必要がある、今後も持続可能な行政運営に向けた一層の取り組みが必要であると考えます。

本審議会では、こうした認識のもと、諮問された「後期基本計画（案）」について、社会環境の変化や四街道市の特性を踏まえ、市民ニーズの反映や、四街道市のまちづくりの基本理念である「みんなが主役のまちづくり」に合致したものとなっているか、さらに取り組むべき内容が、市民生活の実態に即したものであるかという点を重視し、慎重に審議した結果、その内容についてはおおむね適切であると評価するものです。

今後、策定された後期基本計画を推進するにあたり、行政と市民、地域、事業所との協働・連携を一層推し進め、それぞれの役割と責任のもとに各施策が実施されることにより、四街道市の将来都市像である「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」の実現が図られることを期待するものです。

なお、審議過程において、各委員から下記の意見・要望が出されたことから、案の修正にあたり反映するよう検討されるとともに、その実現に努められるよう要望します。

記

1. 四街道市総合計画後期基本計画について

(1) 四街道市の厳しい財政状況に鑑み、後期基本計画の計画期間における財政状況と計画との関連性がより明確となるよう財政の見通しを加えるよう検討されたい。

(2) 後期基本計画の重点プロジェクトとして位置付けられた「四街道未来創造プロジェクトⅡ」については、総合戦略と一体となって進めることを明確にし、四街道市の将来的な人口減少・

人口構成の不均衡を是正する取り組みを体系化したことは、有意義であるとともに、将来都市像の実現にも有益であると考えます。本プロジェクトの執行にあたっては、各所管課の専門性を活かしつつ、縦割り行政の弊害を排した組織横断的な対応により、相乗的な効果が発揮できるよう、予算配分の是非も加味しつつ、積極的な展開に努められたい。

- (3) 市民の定住促進や市外からの転入を促進するため、市民意識調査等で把握した市民ニーズに対応したまちづくりが必要であるとともに、きめ細かな対応を図るため、若い世代や高齢者世代など、世代ごとに異なるニーズを踏まえた効率的かつ効果的な取り組みの推進に努められたい。
- (4) 基本計画における「防災・減災」の施策分野に位置付けられた取り組みについては、市民の安全・安心につながることから、5か年の計画期間のなかでも、可能な限り早期執行に努められたい。
- (5) まちづくりを総合的に進めていくため、市の取り組みのみならず、あらゆる主体がまちづくりに参画することが重要であるという観点から、国、県が主体となった取り組みについても、可能な限り連携・協働するなど、効率的かつ効果的なまちづくりに努められたい。また、施策ごとに設定された「市民」、「地域」、「事業所」における期待される役割については、基本理念に掲げる「みんなが主役のまちづくり」の考え方と合致し、後期基本計画の施策効果がより高まることが期待されることから内容の充実を図るとともに、市民等と取り組みが共有できるよう効果的な周知に努められたい。
- (6) 施策に示された施策指標については、現状よりも改善していくという強い意思のもと、目標値の設定に努めるとともに、数値が悪化することが明らかであると予測される施策指標については、別の適切な施策指標に修正されたい。

2. その他

- (1) 後期基本計画の内容は、平易かつ適切な表現やデータを用いるとともに、行政用語や外来語などに用語説明を付すほか、施策間の関連等も加えるなど、市民にとって分かりやすいものとなるよう努められたい。

四街道市総合計画審議会での審議の様子



7. 四街道市総合計画後期基本計画策定経過

平成28年度

年月日	項目	主な内容
平成28年11月14日 ～1月24日	市民意識調査	満18歳以上の市民3,000人 (有効回答率51.6%)

平成29年度

年月日	項目	主な内容
平成29年 5月10日	推進委員会①	策定スケジュール(案)、策定方針(案)
5月17日	推進本部会①	策定スケジュール(案)、策定方針(案)
5月17日	策定方針の決定	—
6月14日	総務常任委員会協議会	策定スケジュール、策定方針、市民意識調査結果
6月23日	策定部会①	策定スケジュール、策定方針、計画策定に向けた全庁的推進意識の強化
8月 3日	リーディングプロジェクト専門部会(以下、専門部会)(定例会)①	専門部会の役割、方針
8月 9日	専門部会(分科会)①	新規事業の調査・検討①
8月14日	専門部会(分科会)②	新規事業の調査・検討②
8月21日	専門部会(分科会)③	新規事業の調査・検討③
8月29日	専門部会(分科会)④	新規事業の調査・検討④
8月29日	専門部会(定例会)②	分科会からの進捗報告
9月11日	専門部会(分科会)⑤	新規事業の調査・検討⑤
9月25日	専門部会(分科会)⑥	新規事業提案書の取りまとめ
10月 5日	専門部会(定例会)③	分科会からの新規事業提案報告
10月10日 ～10月18日	職員アンケート	新規事業提案に対する職員アンケート

年月日	項目	主な内容
10月18日	市民参加条例の規定に基づく市民会議手続(以下、市民会議)①	ワークショップ 市の現状分析と課題抽出
10月25日	専門部会(定例会)④	職員アンケート結果、リーディングプロジェクト骨子(案)
10月29日	市民会議②	市民会議参加者による市民インタビュー
10月30日	総合計画審議会①	策定スケジュール、策定方針、市民意識調査結果
11月 2日	推進委員会②	専門部会からの新規事業提案報告
11月 8日	推進委員会③	前期基本計画の評価・推進(案)
11月14日	推進本部会②	前期基本計画の評価・推進(案)
11月15日	市民会議③	ワークショップ 課題解決に向けた対応策の検討①
11月27日	推進委員会④	専門部会からの新規事業提案に対する評価・決定
11月29日	市民会議④	ワークショップ 課題解決に向けた対応策の検討②
12月 5日	市民会議⑤	ワークショップ 提言書の取りまとめ
12月17日	市民会議⑥	ワークショップ 提言書の提出
平成30年 1月17日	推進本部会③	事業提案に対する推進本部会から担当課への意見(案)
1月19日	専門部会(定例会)⑤	リーディングプロジェクト骨子(案)
1月24日	推進委員会⑤	前期基本計画の達成見込み(案) 後期基本計画骨子(案)
2月 7日	推進本部会④	前期基本計画の達成見込み(案) 後期基本計画骨子(案)
2月20日	総合計画審議会②	前期基本計画達成状況 後期基本計画骨子(案)
3月13日	総務常任委員会協議会	後期基本計画骨子(案)
3月28日	全員協議会	後期基本計画骨子(案)

平成30年度

年 月 日	項 目	主 な 内 容
4月25日	推進委員会①	後期基本計画骨子（案）
4月27日	推進本部会①	後期基本計画骨子（案）
5月12日 ～5月19日	市民参加条例の規定に 基づく意見交換会手続 （タウンミーティング）	後期基本計画骨子（案） 会場：千代田公民館、四街道公民館、旭 公民館、わろうべの里、吉岡小学校、市 役所
6月22日	専門部会①	リーディングプロジェクト事業（案）
7月11日	推進委員会②	前期基本計画の評価① 後期基本計画（序・後期基本計画策定に あたって）（案）
7月17日	推進本部会②	前期基本計画の評価① 後期基本計画（序・後期基本計画策定に あたって）（案）
7月27日	総合計画審議会①	前期基本計画の評価① 後期基本計画（序・後期基本計画策定に あたって）（案）
8月 3日	専門部会②	四街道未来創造プロジェクトⅡ（案）
8月 6日	推進委員会③	後期基本計画（後期基本計画・分野別基 本計画）（案）
8月15日	推進本部会③	後期基本計画（後期基本計画・分野別基 本計画）（案）
8月20日	総合計画審議会②	後期基本計画（案）諮問
9月 4日	総合計画審議会③	後期基本計画（案）答申
9月 4日	総務常任委員会協議会	後期基本計画（案）
9月26日	全員協議会	後期基本計画（案）
10月 3日	推進本部会④	策定スケジュールの見直し
10月24日	推進委員会④	前期基本計画の評価②
11月 7日	推進本部会⑤	前期基本計画の評価②

年 月 日	項 目	主 な 内 容
11月26日	全員協議会	策定スケジュールの見直し
12月14日	推進委員会⑤	後期基本計画（案）
12月19日	推進本部会⑥	後期基本計画（案）
12月25日	総合計画審議会④	後期基本計画（案）
12月25日 ～平成31年 1月24日	市民参加条例の規定に 基づく意見提出手続 （パブリックコメント）	後期基本計画（案）
2月25日	市議会定例会開会	後期基本計画 議案上程
3月 5日	総務常任委員会	後期基本計画 委員会審査可決
3月20日	市議会定例会閉会	後期基本計画 議案可決
3月29日	後期基本計画策定	—

